

# 災害復旧事業の査定事例(6)

## ～応急工事①(仮道・仮さん道・仮橋)～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課\*

### 1. はじめに

全国各地で行われた実際の災害査定事例を参考に、災害復旧事業を実施していくうえでの留意点等について、国土交通省防災課の災害査定官が説明していきます。

今回は、応急工事の仮道・仮さん道・仮橋について説明します。

### 2. 応急工事の仮道・仮さん道・仮橋

応急工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合、これらの応急工事に要した費用の全部又は一部は国庫負担の対象となり得ます。(令第4条・2) 応急工事は、応急本工事と応急仮工事に区分されます。

- 1) 応急本工事は、災害査定前に施工した工事のうち、復旧工事の全部又は一部となる工事(要綱第9・(二))です。
- 2) 応急仮工事は、仮道、仮さん道、仮橋などの工事(要綱第9・(一))で、応急仮工事が認められる場合は表-1の通りです。

### 3. 応急仮工事の採択基準

応急仮工事は、前述の「要綱第9・(一)の要約」を参考にするとともに次の基準によります。

- 1) 復旧工事費(応急仮工事費、処分費及び事業損失防止施設費を除く)が、限度額以上であること。

- (都道府県又は指定都市120万円、市町村60万円以上)(方針第7・1・(一))
- 2) 自動車の交通量は極力交通量調査によること。
- 3) 迂回路は迂回距離、幅員、耐荷重、路面状態、交通量等を勘案のうえ、認定する。迂回路距離は2km程度を基準とする。(申合第2・五)

### 4. 応急仮工事を申請する場合の留意点

申請する場合の留意点は、以下のとおりです。

- 1) 応急仮工事は、査定時点においては、竣工、未竣工にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、同意単価で積算します。ただし、復旧工事の全てを契約済みの場合は、実施設計書により申請することができます。
- 2) 応急仮工事のうち復旧工事に転用できる材料等は転用の費用(除去及び小運搬等の費用)を復旧工事費に計上します。また、復旧工事施工に障害となるものについても、復旧工事費に除去費を計上しても差し支えありません。
- 3) 本工事に転用しない材料、施設等については、取除費等は計上しません。
- 4) リース橋等は取除費を計上できます。
- 5) 仮道、仮さん道、仮橋は、復旧工事に支障のない位置とします。
- 6) 幅員は、必要最小限(W=4m)とし、必要性を明確にすることによってそれ以上の幅員とすることもできます。

表-1 要綱第9・(一)の要約

細則	対象種目	被災箇所の状況	応急工法
イ	道路 一般国道、主要地方道、主要道以外の都道府県道、市町村道で交通上特に重要なもの(注1)	・交通の著しい支障 ・復旧に長期間 ・適当な迂回路がない(原則2km程度) ・緊急に施行が必要	・仮道 ・仮さん道 ・仮橋
ロ	道路、橋梁(イ以外のもの)	・民生の安定上必要(注2) ・緊急に施行が必要	・仮道 ・仮さん道 ・仮橋

(注1) 交通上特に重要と認められるもの(方針第7・(三))

- ①自動車交通量100台/日以上
- ②定期バス又は定期貨物自動車路線
- ③官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通じる路線

(注2) 民生の安定上必要がある(方針第7・1・(四))

- ①食料物資の輸送又は復旧資材の運搬等のため早急に交通路を確保する必要があること

\*03-5253-8111 (代)

## 5. 査定事例から

### 1) 仮道

- ・被災路線は、主要地方道で官公署、学校、病院等の公共的施設に通ずる主要な道路であり、近傍に適当な迂回路がありませんでした。
- ・被災により、長期間通行止めになることから、本復旧に支障のない位置に仮道が申請され採択されました。
- ・本復旧は大型ブロック積工で、床堀の影響範囲外(本復旧に支障のない位置)に仮道を設置します。

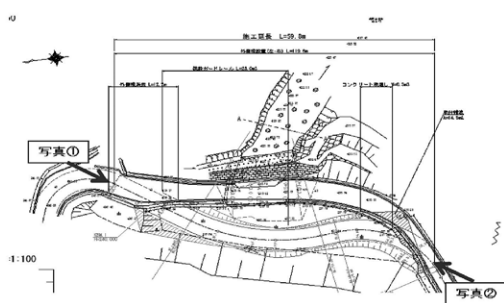


図-1 平面図(仮道)

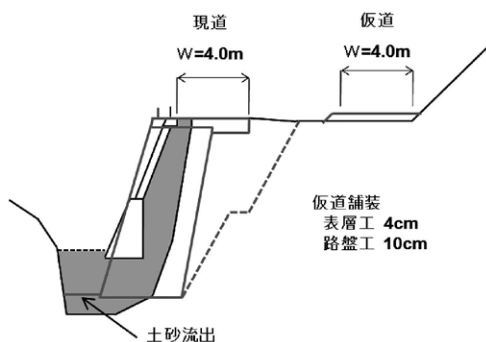


図-2 横断図(本復旧と仮道)



写真-1 仮道施工後



写真-2 仮道施工後

- ・仮道の法面に最小限の範囲で仮設のモルタル吹付を実施します。

※仮道は1車線、砕石路面とすることが原則であるものの、交通量・道路縦断勾配等の条件を整理し、必要性が認められれば、2車線やアスファルト舗装を採択することも可能です。

### 2) 仮橋

- ・河川の洗掘により落橋したので、本復旧は橋梁を架替します。
- ・被災路線は、自動車交通量100台/日以上で近傍に迂回路がなく、本復旧完了まで仮橋が必要であり採択されました。



写真-3 仮橋設置後

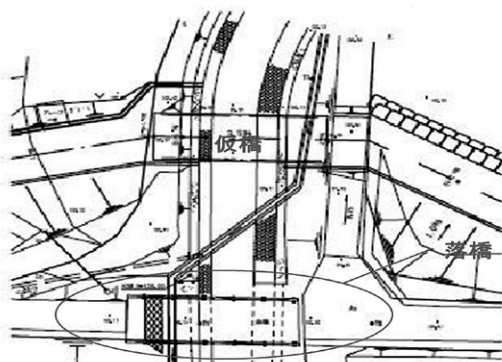


図-3 平面図(仮橋)

## 6. おわりに

令和元年は、台風15号や19号等の台風、8月の前線に伴う大雨等の洪水により、全国各地で多くの災害が発生しており、これまで考えられなかったような災害が、いつ、どこで、発生してもおかしくない時代となってきています。

災害復旧にあたり、民生の安定上(集落等の孤立回避等)、交通路の確保が必要となる場合には、適切な工法等により復旧工事の計画を立案し、適切な申請をしていただきたいと思います。そのことにより、効率的な工事の進捗が図られ、地域住民の安全・安心に寄与できるものと思われま。